

都市の低炭素化の促進に関する法律
低炭素建築物新築等計画の認定に関する手数料(令和7年4月1日以後の申請に適用)

(令和7年4月1日更新)

低炭素建築物新築等計画の認定に関する手数料(1件につき)						
床面積の合計※1			低炭素建築物認定申請※2			
			適合証等が添付されない場合			適合証等が添付される場合
			誘導性能基準	誘導仕様基準	誘導性能基準・ 誘導仕様基準の 併用	
住宅部分	一戸建ての住宅	200㎡未満のもの	¥31,000	¥16,000	¥23,000	¥5,000
		200㎡以上	¥34,000	¥17,000	¥25,000	¥5,000
	共同住宅等	300㎡未満のもの	¥61,000	¥29,000	¥45,000	¥10,000
		300㎡以上 2,000㎡未満	¥102,000	¥51,000	¥76,000	¥22,000
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	¥173,000	¥91,000	¥132,000	¥48,000
		5,000㎡以上のもの	¥248,000	¥138,000	¥193,000	¥86,000

※1 申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額となります。

※2 低炭素建築物新築等計画の変更に係る変更認定申請の手数料は、表中の金額の2分の1の額となります。

床面積の合計※1			低炭素建築物認定申請※2		
			適合証等が添付されない場合		適合証等が添付される場合
			モデル建物法	標準入力法等	
非住宅部分	300㎡未満のもの		¥77,000	¥201,000	¥10,000
	300㎡以上	1,000㎡未満	¥98,000	¥252,000	¥18,000
	1,000㎡以上	2,000㎡未満	¥129,000	¥325,000	¥29,000
	2,000㎡以上	5,000㎡未満	¥209,000	¥463,000	¥86,000
	5,000㎡以上	10,000㎡未満	¥272,000	¥571,000	¥136,000
	10,000㎡以上	25,000㎡未満	¥327,000	¥674,000	¥172,000
	25,000㎡以上のもの		¥384,000	¥769,000	¥214,000